

# 広報あじす

お知らせ版



AJISU

平成3年

No.224

2/20

広報あじす 毎月5日 発行  
お知らせ版 毎月20日 発行  
山口県吉敷郡阿知須町  
発行 阿知須町役場  
電話 65-4111番(代) 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



▲赤ちゃんとのふれあいの中で

## 積極的に訪問活動 母子保健推進員が結核予防などで

ぼくたち母子保健を推進します

元ちゃん  
姫子ちゃん  
母子保健アイドル・キャラクター

今年度は推進員がふれあい輪づくりグループとすこやか育児グループに分かれ、それぞれが食事エプロン作成、むし歯予防の手づくり紙芝居作成に取り組み、好評を得ました。

伊藤会長は「育児で困ったことがあつたら各地区的推進員に気軽に声をかけてください。もちろん、これからも訪問活動には力を入れていきます」とのこと。

訪問は乳児、一歳六ヶ月児、三歳児、その他の幼児、妊婦が対象。平成元年度では乳児などの家庭を延べ百五十九回訪問するなど合計で四百十三回、会員一人当たり約十七回訪問したことになります。

この協議会は昭和六十年に発足。年四回会報「すこやか」を発行するなど、母と子が共に健康で、ふれあいのある生活を送るための手助けをしています。

藤利子会長（伊藤利子会長）は、「母子保健推進協議会（伊藤利子会長）会員二十五人）では幼児のすこやかな成長を願つて、結核予防などで積極的な訪問活動に取り組んでいます。

# まず消そう 火への鈍感 無関心

3月1日~7日 春の全国火災予防運動

冬から春にかけては空気が乾燥し、突風も吹き、火災が発生しやすい時期です。

本町では昨年（平成二年一年間）に七件の火災が発生しました。内訳は家屋二件、林野二件、空地などが三件。月別では一月が一件、三月が二件、六月、八月、九月、十一月が各一件でした。

火の用心を兼ねた七つのポイントをまとめてみました。

①寝たばこやたばこの投げ捨てをしない

火災を防ぐためには、どのような点に気をつければよいのでしょうか。

火災の一つは、たばこが原因といわれています。寝たばこをしていて火種が布団に落ち、火災になるのがめだちます。

たばこは、寝たままですわないよう。また、路上でのたばこの投げ捨てても火災の原因になりやすいので、灰皿がます。

放火や放火の疑いによる火災もめだちます。放火されるのは深夜、人目につかない時などです。家のまわりに燃えやすいものを置かず

冬から春にかけては空気が乾燥し、突風も吹き、火災が発生しやすい時期です。

本町では昨年（平成二年一年間）に七件の火災が発生しました。内訳は家屋二件、林野二件、空地などが三件。月別では一月が一件、三月が二件、六月、八月、九月、十一月が各一件でした。

火の用心を兼ねた七つのポイントをまとめてみました。

②子どもには、マッチやライターで遊ばせない

マッチやライターは、子どもの目にふれない所に置くようにしましょう。火の恐ろしさを、子どもに教えておくことも大切です。

③風の強いときは、たき火をしない

たき火をするときは水を用意し、火が消えるまでそばを離れてはいけません。たき火が終わったら、水をかけておきましょう。そして、たき火の跡をいま一度確認することも忘れずに。

④天ぷらを揚げるときは、その場を離れない

こんろによる火災の多くは、天ぷら油の引火によるものですが、天ぷらを揚げているとき、そばを離れるときは、必ず火を消すこと。それに台所には家庭用消火器を備えておきましょう。

⑤家のまわりに、燃えやすいものを置かない

放火や放火の疑いによる火災もめだちます。放火されるのは深夜、人目につかない時などです。家のまわりに燃えやすいものを置かず

「春の全国火災予防運動」が三月一日から七日まで実施されます。この機会に、すればよいか家族で話し合つてみられてはいかがですか。

今年の防火標語は「まず消そう 火への鈍感 無関心」です。

## 防火七つのポイント

「春の全国火災予防運動」が三月一日から七日まで実施されます。この機会に、すればよいか家族で話し合つてみられてはいかがですか。

今年の防火標語は「まず消そう 火への鈍感 無関心」です。



ない場所での喫煙はやめましょう。

ないようにするなど、放火されない環境づくりをしましょう。

もの近づけない

前日午後五時~当日午前八時

ごみの収集時間

3月

空だきの原因は、水が入っていると思って点火したといううつかりミスが多いのです。点火する時に水がきちんと入っていることを、必ず確認する習慣をつけましょう。

ストーブには、燃えやすく危険です。ストーブを離しておきましょう。ストーブの上に洗濯物を干すのも危険です。

これらの七つのポイントを認める習慣をつけましょう。

⑥ふろの空だきをしない

空だきの原因は、水が入っていると思つて点火したといいうつかりミスが多いのです。点火する時に水がきちんと入っていることを、必ず確認する習慣をつけましょう。

⑦ストーブには、燃えやすい

なったとき一印鑑、保険証、保護開始決定通知書、国保加入者が死亡されたとき一印鑑、保険証、死亡を証明するもの

になったとき一印鑑、保険証、保護開始決定通知書、国保加入者が死亡されたとき一印鑑、保険証、死亡を証明するもの

## 国保つてなあに

### 加入・脱退の手続き

(13)

問い合わせ 国民健康保険に入る手続きはどうしたらよいですか。またやめるときはどうですか。

答 □加入のときは手続きに必要なもの

○他の市町村で国保に入つておられた人が阿知須に来られたとき一印鑑、転出証明書

○他の健康保険をやめられたとき一印鑑、健保の離脱証明書

○生活保護を受けられなくなつたとき一印鑑、保護廃止決

定通知書

○子どもが生まれたとき一印鑑、保険証、母子健康手帳

▽脱退のときに必要なもの

○国保に入っている人が他の市町村へ転出されるとき一印鑑、保険証

○他の健康保険に加入了とき一印鑑、国保と健保の保険証

○生活保護を受けられること

## 不燃物ゴミの収集日

(町内全域)

○ビン、ガラス、灰など

(第1、3木曜日)

7日 (22日)

(木) (金)

○空缶、鉄類

(第2、4木曜日)

14日 28日

(木) (木)

## 町指定袋の販売

ごみの収集袋は、各地区

環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部)宅で販売します。

清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは(月~土)午前八時半~正午、午後一時~午後二時まで。(祝祭日は出せません)

ごみを直接センターへ持ち込むのは(月~土)午前八時半~正午、午後一時~午後二時まで。(祝祭日は出せません)

可燃ゴミの収集日						
阿小校区(岩倉を除く) 月・水・金						
1日	4日	6日	8日	11日	13日	15日
18日	20日	22日	25日	27日	29日	
井小校区(岩倉を含む) 火・土						
2日	5日	9日	12日	16日	19日	23日
26日	30日					

( )は変更後の収集日

# 各課からのお知らせ

## 総務課

局線 ⑯4111  
有線 2113

本台帳に記載または外国人登録をされている人。

この制度は県下の他の町村

(新南陽市を含む)へ転出さ

れても、資格は有効です。

## 町交通災害共済

申し込みは3月1日から

町では4月から来年3月末まで適用になる交通災害共済の会員を3月一日から募集します。

加入資格は、本町の住民基

日本国内で、汽車、電車、自動車、バイク、自転車(小児用の三輪車、乳母車などの子ども用遊具は除く)、航空機、船舶など運航中の事故で歩行または乗車・塔乗・乗船中の人が

けがをしたり死亡した場合。

その場合は、別表のよう

り、見舞金が支払われます。

## 産業技術改善費の補助

局線 ⑯4115  
有線 2123

百円。中学生以下の子どもと七十歳以上のお年寄りは一人三百円です。平成二年度は三月三十一日で期限が切れます。これまで加入されていた人も、新しい手続きが必要です。

なお、一月末現在の加入者数は四千七百六十三人(加入率五七・一%)。見舞金の支払い額は昨年四月以降二十一件で総額六十二万四千円です。

象がの程度(治療日数)によ

る、見舞金が支払われます。

東部婦人就業センター

▽会場 ①宇部市婦人センタ

ー

▽会場 ②宇部市労働

会館(宇部市松山町一丁目一七番地)③小野田

市労働会館(小野田市北竜王

町)(④二一八三)

▽講習日 ①四月五日から六

月十四日までの月、水、金曜

日 ②五月七日から七月三十一

日までの火、木曜日

③六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

④七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

⑤八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

⑥九月三日から十一月三十

日までの火、木曜日

⑦十月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

⑧十一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

⑨十二月三日から二月三十

日までの火、木曜日

⑩一月三日から三月三十

日までの火、木曜日

⑪二月三日から四月三十

日までの火、木曜日

⑫三月三日から五月三十

日までの火、木曜日

⑬四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

⑭五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

⑮六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

⑯七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

⑰八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

⑱九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

⑲十月三日から一月三十

日までの火、木曜日

⑳十一月三日から二月三十

日までの火、木曜日

㉑十二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉒一月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉓二月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉔三月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉕四月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉖五月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉗六月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉘七月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉙八月三日から五月三十

日までの火、木曜日

㉚九月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉛十月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉝十一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉞一二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

㉟二月三日から三月三十

日までの火、木曜日

㉟三月三日から四月三十

日までの火、木曜日

㉟四月三日から六月三十

日までの火、木曜日

㉟五月三日から七月三十

日までの火、木曜日

㉟六月三日から八月三十

日までの火、木曜日

㉟七月三日から九月三十

日までの火、木曜日

㉟八月三日から十月三十

日までの火、木曜日

㉟九月三日から十二月三十

日までの火、木曜日

㉟一月三日から一月三十

日までの火、木曜日

